

滋賀県レイカディア大学同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県レイカディア大学同窓会と称する。

(会員)

第2条 本会は、滋賀県老人大学校および滋賀県レイカディア大学（以下「母校」という。）の卒業生をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、滋賀県レイカディア大学同窓会の会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、次の活動を推進することを目的とする。

- (1) 会員の親睦交流活動
- (2) 地域活動、ボランティア活動
- (3) 母校の存続と発展に寄与する活動

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会及び役員会（常任理事会および理事会）の開催
- (2) 母校の発展に寄与すること
- (3) 会員の親睦交流に関すること
- (4) 地域活動、ボランティア活動に関すること
- (5) 会報の発行および広報に関すること
- (6) 文化、スポーツ、健康、研修に関すること
- (7) 慶祝に関すること
- (8) その他必要と認めた事業

(部局の設置及び分掌)

第6条 本会は、前条の事業を行うため、次の部局を設け分掌事項を定める。

(1) 事務局

- ア 会長を補佐し、各部会と連携をとり会務の調整に関すること
- イ 常任理事会および理事会の会議案内、司会進行、議事録作成および保管に関すること
- ウ 母校への入学募集および本会への入会に関すること
- エ その他、他の部会に属さないこと

(2) 総務研修部会

- ア 総会に関すること

イ 慶祝に関すること

ウ 会員の親睦交流に関すること

エ 研修事項の策定および実施に関すること

(3) 広報情報部会

ア 機関誌「會報」等の発行に関すること

イ ホームページ（以下HPという）の維持管理に関すること

ウ マスメディアへのアプローチに関すること

エ その他同窓会および会員活動等の広報に関すること

(4) 地域活動部会

ア 地域活動、ボランティア活動の推進に関すること

イ 会員の地域活動の調査、報告等に関すること

ウ 行政機関等各種団体との連携に関すること

エ 支部で実施する地域活動、ボランティア活動の支援に関すること

オ 地域活動事例発表会に関すること

(支部とその区域)

第7条 本会には、次表の支部を設け、その区域は表に掲げるとおりとする

支部名	区域
大津支部	大津市
草津・栗東支部	草津市・栗東市
守山・野洲支部	守山市・野洲市
甲賀・湖南支部	甲賀市・湖南市
近江八幡支部	近江八幡市
中部支部	東近江市（但し旧湖東町・旧愛東町を除く）・蒲生郡
湖東支部	彦根市・愛知郡・犬上郡・東近江市の旧湖東町・旧愛東町
湖北支部	長浜市・米原市
高島支部	高島市

2 支部は、自主的にそれぞれの支部会則を定める。但し、本部会則との整合性に配慮すること。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 常任理事	9名（各支部長）
(5) 理事	18名（各支部2名）
(6) HP管理班長	1名
(7) HP担当者	9名（各支部1名）
(8) 事務局員	若干名（必要に応じて）
(9) 会計	1名
(10) 監事	2名
(11) 外部相談役	1名

2 役員の選任は、次による。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計および監事は、会員の中から理事会において選出し、総会の承認を得る。
- (2) 常任理事、理事およびHP担当者は、各支部にて選出する。
- (3) HP管理班長は、HP担当者の中から選出する。尚、HP管理班長選出支部からHP担当者を補充することが出来る。
- (4) 部会長は、常任理事および理事の中から会長が推薦し、常任理事会にて承認を得る。
- (5) 部会員は、常任理事、理事およびHP担当者にて構成する、なお会長・副会長・事務局長および会計は何れの部会へも参加出来る。
- (6) 事務局長は、必要に応じて会員の中から事務局員を選任することが出来る。その場合、会員の中から事務局長が指名し、会長の承認を得る。
- (7) 外部相談役は、滋賀県社会福祉協議会レイカディア振興担当課長に就任を依頼する。
- (8) 役員選出にあたっては、男女共同参画の提唱と定着を常に念頭に置いて行う。

3 役員の職務は、次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、常任理事会および理事会の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長を補佐し、各部会と連携をとり会務の執行に関する調整、事務事項のとりまとめを行う。
- (4) 事務局員は、事務局長を補佐し、事務局長の指示に従って事務を担当する。
- (5) 常任理事および理事は、理事会を構成するとともに、担当部会の分掌事項を推進する。
- (6) HP管理班長およびHP担当者の職務は、同窓会HP運用規約に規定する。
- (7) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (8) 監事は、会計事務を監査する。
- (9) 外部相談役は、会長の要請に応じて理事会等に出席し、母校の運営状況等について報告し、かつ、本会の活動に関し助言することが出来る。

4 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

なお、補欠により選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

（常任理事会および理事会）

第9条 常任理事会および理事会は、会長が必要と認めた時に開催する。

- 2 常任理事会は、本会の運営に関する事項について協議、議決する。
- 3 理事会は、総会に付議する事項を議決するとともに、本会の重要事項について協議する。
- 4 表決については、第10条の5項を適用する。

（総会）

第10条 定期総会は、年1回会長がこれを開催する。

- 2 定期総会は、支部総会の後に行うことを原則とする。
- 3 臨時総会は、必要に応じて理事会の議を得て、会長がこれを開催する。
- 4 定期総会および臨時総会の議長は、出席会員の中より選出する。
- 5 議事は、出席会員の過半数により決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（総会への付議事項）

第11条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- （1）会則の制定および改廃
- （2）事業報告、決算報告および監査報告
- （3）事業計画案および予算案
- （4）役員の選任
- （5）その他理事会において必要と認めた事項

（顧問）

第12条 本会の運営に関する助言を受けるため顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、本会の会長経験者の中から会長が就任を依頼する。
- 3 会長は、必要の都度顧問に理事会等への出席を要請し、本会の運営に関する助言を受けることが出来る。

（経費）

第13条 本会の経費は、年会費、入会金および寄付金等の収入をもって充てる。

- 2 年会費は500円とする。
但し、満88歳以上の者および当該年度中に満88歳に達する者については年会費を免除する。
- 3 新たに入会する者は、入会金1,000円（本会500円、支部500円）を納付するものとする。

（会計年度および事業年度）

第14条 本会の会計年度および事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(慶事)

第15条 次のとおり慶祝を行う。

(1) 会員が数え年の米寿および白寿を迎えたときは、祝詞を添えて記念品を贈る。

(2) 記念品については、常任理事会で定める。

(組織図、役員名簿および会議体)

第16条 本会は組織図、役員名簿および会議体を備え、管理する。

付則

1 この会則は、平成7年4月1日より適用する

2 この会則は、平成8年4月1日より一部改定する。

3 この会則は、平成8年5月1日より一部改定実施する。

4 この会則は、平成10年6月1日より一部改定実施する。

5 この会則は、平成11年6月9日より一部改定実施する。

6 この会則は、平成12年6月9日より一部改定実施する。

7 この会則は、平成14年5月21日より一部改定実施する。

8 この会則は、平成15年5月18日より一部改定実施する。

9 この会則は、平成17年5月14日より一部改定実施する。

10 この会則は、平成21年5月16日より一部改定実施する。

11 この会則は、平成22年5月15日より一部改定実施する。

12 この会則は、平成23年5月17日全部改正し、同日より施行する。

13 この会則は、平成25年5月10日に一部改正し、同日より施行し、平成25年度の年会費から適用する。

14 この会則は、平成27年5月26日に一部改正し、同日より施行し、平成27年度の年会費から適用する。

15 この会則は、平成28年5月26日より一部改定実施する。

16 この会則は、平成29年5月16日より一部改訂実施する。

17 この会則は、平成30年5月16日より一部改訂実施する。

18 この会則は、令和3年5月26日より一部改訂実施する。

19 この会則は、入会が4月となる41期生、42期生については、入会金1,000円の納付を免除する。

20 この会則は、令和4年6月2日より、HP管理班長はHP担当者の中から選出する。尚、HP管理班長選出支部からHP担当者を補充することが出来ることを適用する